

産業構造審議会グリーンイノベーションプロジェクト部会（第15回）
議事要旨

- 日時：令和6年11月13日（水）13時00分～14時00分
- 場所：経済産業省本館17階第1特別会議室 + オンライン（Webex）
- 出席者：（対面）益部会長、江川委員、大野委員、栗原委員、望月委員
（オンライン）國部委員、玉城委員、渡辺委員

■ 議題：

1. 技術流出防止策について
2. その他基本方針の改定について
3. 予見可能性のない環境変化への対応状況について

■ 議事要旨：

事務局より、資料2に基づき説明があり、議論が行われた。決議事項については、全会一致で賛同が得られた。委員等からの主な意見等は以下の通り。

- 実効性のある防止策となるよう、且つ、現場に過度な負担がかからないよう常に確認していただきたい。
- 予見性の観点でいえば、企業のガバナンスから考えると、市場性の見通しや政府の計画が明確でないと企業における投資判断は難しい。GI 基金事業成功のためにも、数値目標が設定されていない分野においては、政府として数値目標を定めるべきであるし、市場規模拡大に向けたインフラ投資も進めていただきたい。
- コア重要技術が何なのかという点について、WG でも確認ができるようお願いしたい。
- 退職者も含めた守秘義務遵守について、遵守させることが困難となる場合も想定される。ここの整備が大きなポイントとなろう。
- 違反者について、公表の手順を定めておく必要がある。
- チェックシートのみでは、各事業者がコア重要技術等を特定できているか、やや心許ない。事業戦略ビジョンに書き込むことまでは求めないまでも、コア重要技術等について、非公開のWG で確認したり指摘したりできるような仕組みがあるとよい。
- 中堅・中小企業にとっては大きな事務負担となる。結果的に、中堅・中小企業やスタートアップ企業の事業参画を妨げることはないよう、一定のガイドラインを示すなど、枠組みの実効性を担保すべきではないか。
- 技術流出防止対応にかかる費用の確保も必要ではないか。
- 事前相談があった場合の対応プロセスが、必ずしも明確ではない。他方、相談のプロセスは、スケジュールや目標へ影響がないよう速やか行われるべき。非公開でよいので、事前相談の結果を踏まえ、どのような処置を講じたかなどを早期にWG に報告する仕組み等を検討してはどうか。

- GI 基金事業関係者が人事異動などで事業から離れた後においても、技術流出に関して定期的に管理・モニタリングがなされるようなチェックリストにしていきたい。
- 各事業者は、様々な社内リソースを活用して GI 基金事業を推進していることから、GI 基金事業とそれ以外の事業の成果の線引きが難しい。他方、管理対象が広すぎると実効性がなくなる。有効性と管理方法については、これから運用で考えていく必要がある。
- 組織のみならず、個人も技術流出にさらされている。個人からの相談への対応や、事後相談になる可能性についても早急に検討し対応していく必要がある。
- 定めたから終わりではなく、運用にて、実効性の有無の確認や制度の見直し等を行いながら、実効性がある方策とすることが重要。
- 技術流出防止について、管理側と遵守側の危機感がずれているケースが度々見受けられる。E-ラーニングといった危機意識の教育・確認の場があるか、という点も意識しながら進めていくことが必要。
- スタートアップは、技術流出に関してそもそも理解が進んでいないことがある。技術流出防止策を高めることは経営リテラシーを高めることであり、負荷も考えながら業種を問わず進めることは重要。
- 予算について、もちろん将来は分からないが、増額による軌道修正もあれば予見性が高まったがゆえの中止という選択肢もある。予見可能性の変化に伴う事業継続性については、引き続き注視していきたい。

以上

（お問合せ先）

GXグループ GX投資促進課 エネルギー・環境イノベーション戦略室

電 話：03-3501-1733